

平成２８年土佐市議会第４回定例会 質問事項

質問１ 人口減少時代における公共施設等総合管理計画について

質問２ 郷土の歴史・偉人・文化財等の土佐市広報掲載記事について

質問３ 病児・病後保育について

質問４ 農業について

平成２８年１２月１２日（火曜日）午前１０時開議

５番議員（野村昌枝君）

質問１

人口減少時代における公共施設等総合管理計画について

議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問いたします。

まず、１問目、「人口減少時代における公共施設等総合管理計画について」。
１、本市の公共施設管理状況の実態。２、今後１０年以内に大規模修繕や建て替えが想定される施設名等その財政負担の想定について、趨勢人口について、質問します。

人口減少社会の中で、将来にわたって税収の減少という懸念に加え、世界に類を見ない高齢化の進行による社会保障費関係費の増加という現在進行形の大きな課題を抱える中で、これらの課題に対処し行政サービスを維持していくことは、自治体にとって非常に頭の痛いところであります。そこで、公共施設アセットマネジメント、資産の管理・運用が求められ、各自治体が取組み始めております。

本市の公共施設を大別してみますと、庁舎・支所などの行政施設、小学校・中学校などの学校施設、公民館・図書館・スポーツ施設などの社会教育施設、保育所・児童館などの民生施設、公営住宅、インフラ系道路、橋梁、公園などたくさんあります。

人口減少を迎え厳しい財政状況が続く中で、公共施設の老朽化対策、利用需要の変化が予想される中、公共施設等全体を把握し、長期的な視点を持ち、更新・統廃合などを計画的に行い、土佐市の実情に合った将来のまちづくりを進めていくことが重要であります。

そこで、本市の公共施設管理状況の実態と、今後１０年以内に大規模修繕や建て替えが想定される施設名をお伺いいたします。また、その費用負担について、どのくらい財政負担を想定しているのかをお伺いいたします。

議長（黒木茂君）

中内総務課長。

総務課長（中内一臣君）

野村議員さんからの公共施設等総合管理計画に関する御質問に、お答えをいたします。

まず、本市の公共施設管理状況の実態でございますが、議員さん御指摘のとおり、地方公共団体におきましては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な配置が必要であるとし、地方公共団体は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の本年度中の策定を、国から要請されております。

これに基づきまして、本市におきましては、現在、公共施設等総合管理計

	画の策定に取り組んでおりまして、この計画の中で、市が保有いたしております全ての公共施設等につきまして、その利用状況や老朽化状況等の把握を進めておりまして、施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費を試算し、現状分析も踏まえた今後の公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものとしたしまして、本年度中の策定に向け取り組んでおります。 次に、今後１０年以内に大規模改修や建て替えが想定される施設名とその財政負担について、でございますが、施設につきましては、市庁舎、複合文化施設、市営住宅、給食センター、とさの里の増築、高岡中学校、蓮池小学校のプール、小学校の屋内運動場、また、宇佐地区の高台移転を想定いたしております、それぞれの必要想定額につきましては、既に予算化いたしているものもでございますが、総額で約１７０億円と試算いたしております。これらの事業の財源につきましては、国・県補助金等で約３０億円、市債で約１００億円、一般財源で約４０億円ほどを想定いたしております、一般財源につきましては基金の繰入れも必要と考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	中内総務課長。
総務課長（中内一臣君）	野村議員さんからの２回目の御質問に、お答えをいたします。 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見込みについてでございますが、現在策定いたしております公共施設等総合管理計画におきましては、修繕・更新等に関する経費につきまして試算することとなっております。 試算の基本的な考え方といたしましては、建築物につきましては、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積で更新すると仮定し、延べ床面積の数量に更新単価を乗じて更新費用を試算いたします。なお、延べ床面積の算定につきましては、人口減少の割合を踏まえ算定することといたしております。 また、道路・橋梁などのインフラにつきましては、整備済みの面積や整備延長等に更新単価を乗じて試算いたします。この更新単価につきましては、地方公共団体の調査実績、設定単価、また統計等を基に設定した単価を使用することとなっております、現在計画を策定中でございますので、見込額等につきましては策定後公表する予定でございます。よろしく願いいたします。 次に、財源の見込み等についてでございますが、道路・河川等につきましては、社会資本整備総合交付金、防災・減災、安全に資する社会資本につきましては、防災・安全交付金、学校関係では、学校施設環境改善交付金等の活用が考えられるところでございますが、補助制度につきましては、年々変更もございますので、国・県の補助事業の動向を常に注視しつつ、有利な交付税措置のある市債の発行など最大限の財政負担圧縮に努め、将来世代への負担軽減に可能な限り取り組んでいかなければならないと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの１問目３回目の質問を許します。
５番議員（野村昌枝君）	今後の負担はそれぞれ活用できる交付金、有利な市債、いろんな補助金の動向を見ながら、それを使ってやっていくということですね。そして、公共施設の面積の算定については、また人口を鑑みながらやっていくということでございます。

	ますので、私これを考えてて、今日も戸田議員が質問しました学校の統合、保育の問題などを、非常に人口、子供達が減る中で、この10年の間に策定、10年間は策定でしょう、見込んで。それなのに、もうちょっとなんとかならないかなあっていう思いで今日の質問、戸田議員の学校の統合とか、そういう保育園の統合のアンケートに対する質問含めて考えていました。今後、これは教育委員会なりと、今策定されているところとかが、いろんな視点で横断的に考えて策定されるものと思っておりますので、その辺は期待をいたしております。 で、もうこれ、みんなあ本当に胸に私刻んでおかんといかんと思うので、私は何回も申しますけど、2060年には1万4,482人ですよ、すう勢人口が。あっと驚く人口ですよ。目指すべき人口、土佐市の人口としては、2万51人とおいていますけど、この土佐市総合戦略を見ながら、県もおんなじような数字を出していますけど、これは私は甘い数字だと案じています。現在国の合計特殊出生率が1.46人ですから、市の目標値が2.1ということはこれは至難の業で、子供を増やしていただくんといかん問題ですよ。そして政策も。と、思って案ずるところでございます。高い目標を持つことも大切ですけど、今まで体験したことのない人口減少時代を迎えますので、日本全国、高度成長時代、日本の人口はどんどん増えました。どんどん増え過ぎたくらいに増えました。段々減少していく人口。ある一定の人口パイは私は必要ですけども、最近ないものはないよねって。ないものはないと。そこをしっかり見据えて政策を組んでもいいんじゃないかなあ、というふうに感じるところもあります。 ある程度現実、人口対策と併せて将来人口を見据えながら、今から身の丈に合った施設整備や政策に転換していくことは、今を生きる私達、そして行政だけではなく、議会も。そして市民にもそのことを理解していただかないと、決してそのことは進みませんので、こういった課題をみんなで共有して次世代に加重な負担を残さないっていうことは、大変重要であります。私はだから、この公共施設総合管理計画策定は、本当に人口減少時代、総合的に計画的な管理が推進されることは大変重要な計画でありますので、良い計画ができますことを心から願っております、この1問目の質問を終わります。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの2問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君） 質問2 郷土の歴史・偉人・文化財等の土佐市広報掲載記事について	2問目の質問をいたします。 2問目は、郷土の歴史・偉人・文化財等の土佐市広報掲載記事をされては、という質問でございます。 龍馬の生まれた記念館で、土佐市出身の学芸員を友人に紹介していただきました。土佐市蓮池城山公園に立てられている馬淵重馬先生頌徳碑の資料を頂きました。来年龍馬の生まれたまち記念館企画展で、偉人がいっぱいでは、明治から昭和にかけて教育や地方自治の世界で活躍された、明治6年高岡郡北地村生まれの馬淵先生を紹介しますという情報とたくさんの資料を頂きました。 私は、このような記事をもう一度広報に掲載してほしいと願って、前から大事に保存していた過去の土佐市広報の切り抜き記事を出してみました。郷土の歴史、偉人、土佐市の文化財などシリーズ掲載の大変良い記事でした。 今、郷土の歴史・偉人・文化財等を伝承し、先人の知恵や努力に学ぶこと

	は、土佐市民にとって大変重要であります。そのことは、点が線となり観光にも連なっていくと思っています。郷土の歴史・偉人・文化財など土佐市広報掲載記事にされてはいかがですか。提案いたします。
議長（黒木茂君）	中平生涯学習課長。
生涯学習課長（中平勝也君）	野村議員さんからいただきました、郷土の歴史・偉人・文化財等の土佐市広報掲載についての御質問に、お答えを申し上げます。 本市の近年の広報誌への郷土の歴史・偉人・文化財等の掲載状況を見ますと、国の天然記念物の保護作業、遺跡群の説明看板の設置、郷土史出前講座の周知等となっており、平成5年6月号から平成7年9月号にかけ掲載されました土佐市の文化財シリーズなどに比べますと、掲載回数は少ないものとなっているのが現状でございます。 議員御指摘のとおり、郷土の歴史・偉人・文化財等について、広報誌を活用し市内外の方々に広く土佐市のことを知っていただくことは、文化伝承、地域への愛着、土佐市の知名度アップ、観光振興等につながるものと考えるところでございますので、今後は、広報担当課と紙面スペース、掲載頻度等調整を行いながら、郷土の歴史や土佐市にまつわる偉人・先人、市内の文化財の紹介などに関する記事をシリーズ化するなど、広報掲載に向けて取組んでまいりたいと存じますので、議員さんにおかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	中平課長、ありがとうございます。もうこれは今時を得てと思います。複合文化施設も今建築が間近になっていますから、そういう意味では、歴史とかそういう文化財とかいうものも、大変皆さんもう一度認識してやることも重要だと思いますので、時宜を得てと思います。 広報シリーズ化して、掲載いただくという本当に心強い答弁をいただきましたので、今後そのスペースとか頻度については調整をしていただくということです。 昭和53年12月に刊行された土佐市史を久しぶりに開いてみますと、本当に今日の郷土に至るまでの悠久の歴史の流れの中に、この土地に築いてきた先人は各々の時代を開き支えてきております。 市民公園の、何回も言いますけど、西原清東先生ゆかりの三春桜は、高知県にも本当に数少ない桜ですので、ちょっと今元気がないですけど、何か、いつか予算を見ましたら、ちょっと手を足してくださっていたようにも思います。この桜も大きくなって、あそこで春には皆さんが集まって西原先生をしのび、そして三春の桜を楽しんでいただく宴もできるんじゃないかというふうに思っております。 郷土の歴史・偉人・文化財などを伝承して、本当に郷土愛の造成を、観光にもつながると思います。欲張りですけど、もしかして子供もちょっと、全部とは言いませんけど、子供向けの記事も時にはあればと、子供の文化財の教育にもなったりするので、そのことはちょっと願うところではありますが、余り欲張ってはいけませんけど、よろしく願いいたします。 私、本当に、この郷土の歴史などの広報シリーズは、随分前からこの広報

	切り抜きを集めて、これいつか1回は、もう1回リバイバルしてほしいなあと願っておいりましたので、非常にありがたい答弁をいただきました。また、観光にもつながるし、みんなの再認識していただくという点では非常に大切だと思います。ありがとうございました。これで2問目の質問は終わります。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの3問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君） 質問3 病児・病後保育について	3問目、「病児・病後保育について」、お伺いいたします。 女性の社会進出が進んでいる中、病児・病後児保育はなかなか進んでいません。我が子が病気のときや病後の状態にいるときは、そばにいてあげたいと思うのは、親として当然のことではありますが、仕事などの都合でどうしても側にいてあげられない状況となることもあります。そのようなときに安心して預けられる保育は必要です。 土佐市子ども・子育て支援事業計画では、量の見込みは、平成27年度から111人日という単位で、100以上あります。確保の方策については、確実にニーズのある事業であることから、平成31年度までに1カ所新設を目指す、子ども・子育て支援事業計画には計画されております。 そこで、病児・病後保育等についての取組について、お伺いいたします。
議長（黒木茂君）	高橋幼保支援課長。
幼保支援課長（高橋修一君）	幼保支援課の高橋でございます。 野村議員さんからいただきました、病児・病後児保育についての取組についてという御質問につきまして、お答え申し上げます。 厚生労働省が定めた病児保育事業実施要綱によりますと、病児保育事業の事業内容として、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働、若しくは、疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業とされております。 事業類型としては、4事業に分類されており、第1に病児対応型として、児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。第2に、病後児対応型として、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。第3に、体調不良児対応型として、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。第4に、非施設型、訪問型として、児童が回復期に至らない場合又は回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業、となっております。 野村議員さん御指摘の、第1の病児対応型及び第2の病後児対応型の実施要件といたしましては、実施場所として、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、実施基準を満たし、市町

	村が適当と認めるもの。 職員の配置として、病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することとされており、その他の実施要件として、医療機関との連携体制の構築、感染症流行対策・予防策等の情報提供、また巡回実施体制等の整備が必要となっております。 幼保支援課といたしましても、病児・病後児保育の実施につきましては、保護者の皆様の意向を踏まえ、現在まで土佐市民病院等と連携し、先進地視察を含めた協議を重ねてまいりました。今後につきましても、引き続き土佐市民病院等、関係機関との協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。
議長（黒木茂君）	横川病院局事務長。
病院局事務長兼総務課長（横川克也君）	病院局の横川です。 野村議員さんからいただきました病児・病後児保育についての御質問に、お答え申し上げます。 議員さんには、以前より院内保育所の必要性、そして、病児・病後児保育の実施についての御提言や御質問をいただいております。お陰様で、平成24年4月から職員待望の院内保育所の運営をするに至り、無事に早5周年を迎えようとしております。 さて、病児・病後児保育の実施につきましても、事業所内保育所を有する病院として、また自治体病院の使命であります、住民の医療と福祉に寄与し地域の健全な発展に努める、の理念からもそれを否定する理由はありません。 また、平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の施行により、当院保育所も地域型認可施設に移行し、職員以外のお子様もお預かりするようになり、より病児・病後児保育のニーズを実感しております。 一方、市民の大切なお子様を、しかも病児を保育事業としてお預かりする以上、当然ながらその管理責任も重く大きなものとなります。そこで、当院としましては、以下の要件が具備されれば、病児・病後児保育実施の方針を確認しているところでございます。 その要件とは、一つ目に、小児科医の常勤体制が整うこと。二つ目に、看護師の増員も含め適切に配置できる人員管理体制の構築。三つ目には、病児と健常児とが接触しない感染対策等、施設の改修整備であります。それらの要件をしっかりと整えた後、実施に向けた取組を進めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	担当課長と市民病院事務長から、それぞれに立場の御答弁をいただきました。 市民病院の答弁を踏まえまして、市長に再度お尋ねいたします。 市民病院は1番目に、小児科の常勤体制が整う。2番目に、看護職の問題。そして感染対策等の動線の問題とかいう、その三つのものが整えばやっていただけるという答弁でしたけれども、私は病児保育を実施すればおのずと病後保育はできますので、逆よりも、病児をやっておれば病後もおんなじ開設類型に

	出せばできるということですよ。逆、病後から病児というのは、ちょっと類型というのは難しいかも分からないけど。 そこで考えるところですけど、本当に病児保育に越したことはないんですけど、市民病院の、この小児科の常勤体制がそろそろまでずっと待ってる、いつになったらできるのかなあ、そろそろかな。そしてまたそろったとしても、もしかして、その小児科のドクターがなくなってしまったら、その病児保育というのはちょっと閉鎖状態になるよねっていろんなことを頭の中で巡らしていますと、一番今困ってるのは、みんな確かに子供が具合の悪いときは、親も、自分も休んでみたいというのはそれが常で、できる限りそうしていると思います。けど、例えば、おたふく風邪とか、とびひであるとか、発熱があったとかいって、ある期間内は保育所に共同の場所に出せないときに、いわゆる回復期ですよ、それを見守るがために困っている方はたくさんいらっしゃると思います。だから、私は病後保育は病児保育と違いますので、回復期であるので、職員配置は、医師は小児科のみに限らんがですよ。内科でも構いませんから。だから、そういうあたりで連携して、まあ、もしかスタートがなかなかできないものなら、病後保育のみでも実施する、してあげたら随分子育て支援にもなるし、喜ばれるんじゃないかというふうにも考えています。市長、この件について。 そしてまた、せっかく市民病院もやってくれる、こういう体制でいってまですけど、私はまた社会福祉法人、これもせっかく保育園をお願いして、非常に普通の公の法人よりも柔軟に体制としては整備ができる場所なので、土佐市の社会福祉法人の実施について、市長はお考えはないでしょうか。 この2点について、お尋ねいたします。
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんからいただきました、病児・病後児保育に関する御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。 先程、各所管の方からお話もございましたように、当市におきまして病児・病後児保育を実施するということは、今後の課題、大きな一つでございまして、取組んでまいりたいわけですが、まず市民病院の体制の中で、小児科、この小児科の常勤といったことの確保につきましては、ほんとに私、開設者としての命題でもございまして、ずっと努力はしておりますが、なかなか実現できてない部分でございまして、これ、ぜひ、今後も最優先で取組んでいきたい内容でもあるわけですが、小児科の常勤体制、これが整うことが一番、この病児・病後児保育にとっての大事なことであらうというふうにも考えておるところでございます。 議員さん御提案は、そこまで至らなくても、回復期の子供さんをお預かりする保育といったものは可能でなかろうかということでの御提案でございます。その点につきましても、今後、土佐市民病院としっかりと協議も重ねていきたいと思っておりますし、社会福祉法人でそういったことができるのか、私はちょっと承知をいたしておりません。そういった医療、いざというときの対応も含めた体制が整うところがあるということ、今、承知をいたしておりませんが、そういったところがある場合には、また検討をしていかなければならないというふうには考えておりますが、現在のところ私の知っている限りの社会福祉法人

	では、そういった体制は確認できておりませんので、まずは土佐市民病院の方と協議をいたしまして、病後児保育の可能性も含めて、御提案いただいた内容も含めて、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの3問目3回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	市長、答弁ありがとうございました。 市長もこの子育て支援、病児・病後保育については、つくらんといかんという思いはほんとに伝わってきます。小児科の常勤医、市民病院の、これもほんとに重要な子育て支援のテーマでございますので、市民病院と共に強い行動を起こして、ぜひ小児科を設置、常勤体制に整えていただきたいと思います。 それで、社会福祉法人につきましては、私は勉強不足かも知れませんが、多分可能だと思っています。それで病院と医師と連携ができて、そして常勤の看護師職が1人、10人に1人いて、そして保育士さんがいればどこでも可能であると思っていますので、いろんなケースを想定して、どこにできた方が土佐市にとって良いのかなという、一番は病院でしょうけどね。そういうことも含めて、多角的に今後早い実施に向けて検討していただくことをお願いいたしますして、私のこの質問を終わります。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの4問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君） 質問4 農業について	4問目、「農業について」質問いたします。 まず1番、農業分野に地域おこし協力隊を。2番、現在おかれている農家の実情と国の農業政策についての市長の見解。 総務省が平成21年度から地域おこし協力隊という事業を実施しています。これは地方自治体が最長3年間、国からの財政支援の下で都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援等、様々な地域協力活動に従事してもらい、併せてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献することを目的としており、年々全国的にも隊員数も増加しております。隊員の活動内容は、自治体が独自に要件を決めて募集されております。 土佐市の1次産業であります農業分野でも、メロン、ピーマンなどなど、若手の方がいろいろな課題を抱えながら一生懸命頑張っている姿を見ます。土佐市におきましても、更に新たな農業者の担い手づくりを進め、併せて農業における労働力不足の解消を図り、農業振興と地域活性化を目指すため、農業分野にぜひ、地域おこし協力隊の受入れ、取組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。 次に、現在おかれている農家の実情と国の農業政策についての市長の見解について、を質問します。 11月8日高知新聞に調整区域の規制緩和、岩盤がんじがらめ、こう評されてきた市街化調整区域の開発の壁に風穴が開きそうだ。背景には、人口減少対策や防災のまちづくりを迫られる中、従来の土地利用方針に固執しては局面が打開できない状況があるという記事でした。私はこの記事を見て、あ、これだと思いました。やっぱり地方分権の時代とはいえ、なかなか地方の方から積極的に声を出して体制を変えていくというスタイルがまだなかなかありませんので、こういったことをぜひやらないといけないなあと思って感動した記

	事でした。 かねてから農家の方から、平成２１年の農地法改正で権利移動の規制が厳しくなった。転用規制は厳格化され、法改正は農民のためになっているのか。高齢農家などが農地の転用をしづらくなって困っているとお聞きます。一方、農業生産法人の要件緩和、株式会社の貸借での参入規制は緩和されました。国の農政は担い手集約・大規模化、新規就農、耕作放棄地の解消など、間違っていないようです。しかし、国のグローバル化は、高知県のような高齢化で遊休地、耕作放棄地が増え、また、地形から考えても現在おかれている農家の実情と必ずしも私はマッチしているとは思いません。オールジャパン、一本の法律でこんなオールジャパン、ちょっと無理がありますよね。農地法に縛られず、運用などについて地方再生の視点で、高知県版の思い切った土地利用でまちづくりにつなげていただきたい。 市長、どう考えますか。お尋ねいたします。
議長（黒木茂君）	合田未来づくり課長。
未来づくり課長（合田尚洋君）	未来づくり課の合田です。 野村議員さんからいただきました、農業分野に地域おこし協力隊をについて、答弁申し上げます。 平成２７年度から募集を開始いたしました土佐市地域おこし協力隊についてでございますが、今年度までに７名を採用しております。その内訳といたしましては、観光推進・地域活性化などの分野に６名、漁業振興で１名となっております。 御質問の農業分野に地域おこし協力隊を、という件についてでございますが、平成２７年度、２８年度と農業振興担当の地域おこし協力隊の募集も行っておりますが、２年間応募がなかったという状況でございます。しかしながら、未来づくり課といたしましては、農業という産業分野の本市における重要性は十分に承知しております。また、農業者の高齢化、後継者不足、遊休農地や耕作放棄地の拡大といった課題もあります。そういった課題解消に向け、市農林業振興課では、国の青年就農給付金制度等に取り組んでおりまして、平成２５年度２８名、２６年度３２名、２７年度３１名と多くの新規就農者が生まれております。未来づくり課としましては、農林業振興課等関係機関とも連携し、新たな担い手確保に努めたいと考えており、地域おこし協力隊制度も農業の担い手確保につながる一つと考えられますので、次年度以降も農業分野への地域おこし協力隊の募集は継続したいと考えております。議員の皆様におかれましては、引き続いての御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	森田農林業振興課長。
農林業振興課長（森田浩司君）	野村議員さんからの御質問で、私の方からは、農家の実情と国の農業政策の方向性と農地法改正の内容につきまして、お答え申し上げます。 農家の実情と国の農業政策という点ですが、高齢化の進展によりまして農家数・経営耕地面積は減少の一途をたどっておりまして、農業センサスで２００５年と２０１５年の比較を見ますと、土佐市の総農家数では１９．３％の減少、経営耕地面積では２０．３％の減少となっており、全国的な流れと同じ状

	況で、国家的に今後の食料安定供給体制について大変危惧をいたしております。 国はこうした状況を打破するため、まず、平成２１年に農地法改正を行いました。その内容につきましては、農地は、国民のための限られた資源であり、地域における重要な資源であるため、農地を農地以外のものにすることを規制し、農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進するための改正で、具体的には、転用規制強化と新規参入要件の緩和などの内容となっております。 また、国は平成２５年に産業競争力会議で、アベノミクス３本目の矢とする成長戦略の中で、農業においては、今後１０年間で認定農業者などの担い手が利用する農地を、全農地面積の８割を占めるところまで引き上げる方針を決定しております。 このため、今後の国の農政は担い手への農地の集約化・圃場の大規模化・新規就農、参入の促進・耕作放棄地の再生利用、などの方向に集中的に進んでいくものと認識しておりますが、土佐市としましては、地域性を考慮し、実態に即した地域農業の振興という観点から、土佐市の実情にマッチした農業振興策を模索していかなければならないと考えております。 一方で、農地法改正の影響として見ますと、法改正前と改正後の年間の農地転用件数の推移を調べてみたところ、平成１８年度は３９件、平成１９年度は３４件、平成２０年度は３０件、法改正の年であります平成２１年度は７件、平成２２年度は１８件、平成２３年度は１９件、平成２４年度は２７件、平成２５年度は３５件、平成２６年度は２７件、平成２７年度は３５件となっております。 この数値は１種農地とその他の農地の区別が入ってないため、一概には言えませんが、法改正により農地転用が極端に抑制されているとは言いがたい結果となっていると思われますので、高知県の中核都市である高知市への通勤圏内に位置する土佐市としましては、必要最小限の農地転用と農地の有効活用策のバランスをとった農業振興につなげていくことが重要であると考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんからの農政に関する御質問にお答えを申し上げます。 議員さん御指摘のとおり、農地法改正によりまして転用規制が強化されたことにより、高齢化や後継者不足などで営農を継続しづらくなった農家の方の土地を資産として運用することに支障が出始めているなど、そうした声を多くお聞きしているところではございます。 しかしながら、農地法は、あくまでも農地を守る農業として有効活用するという趣旨でありますので、市としましても土地利用を考える上では、あくまでもこの法の範囲内での運用で、土佐市全体の土地利用の活性化を促していく必要があると考えております。とは申しましても、全国とは違う土佐市の実情という部分もございますので、例えば、農業振興地域の整備に関する法律により、土佐市が重点的に農業振興に努めるエリアとして指定した農振、農用地区域などは、市として計画的に変更も行っており、また、その上位法であります農地法の規制の中で、どうしても実態に即さない内容であれば、まず、許可権者であります高知県知事に、法令の解釈の変更等の要望もしてまいらなければ

	ならないと思いますし、場合によっては、さらに法改正に向けた働きかけ等、国に向け地域の声を上げていくべきではないかと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの4問目2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	地域おこし協力隊につきましては、現在、結構7名いらっしゃるんですね。現在、観光推進地域活性化などの分野に6名、漁業振興担当1名。で、私はこれを見たときに、農業分野に平成27年度応募が28年度もなかったということでしょうか、非常に残念です。これ農業分野は今、非常に大事な転換期でありますので、実務のみじゃなくってマネージャー的な地域おこし隊もいて、若手のハウスやっている人とかを応援しながら、地域の応援隊として、ぜひ強くお願いしておきたいですけども。難しいですかね、なかなか。なんで応募がないのかなあ。 でもまあ、かたわら、ほかの全国的な状況では、今都会から田園回帰といった状態で地域の方に来てる方もいるので、希望を持って、今後数名いてもいいと思いますので、ぜひ農業分野に地域おこし協力隊を導入していただけるように御尽力をよろしく願いいたします。 そして、現在おかれている農家の実情と国の農業政策について、非常に担当課長、市長からも丁寧な答弁をいただきました。けど、今、第二次成長戦略、農業では1番に減反の施策の廃止、2番に農協改革、3番に農地政策の改革、企業の土地所有自由化や高生産性で革新力のある農業者の育成を目指しています。私、ちょっと本当に、やっぱり確かに、農業もどんどん高生産で経済性の中にいくこともいいんですけど、ちょっと違った部分もあるんじゃないかなって思ってます。農業されてる人は物を作ってるだけじゃなくって、やっぱりこの国土を守ってくれているということ、大きなお役目をやってくれているので、そのことを忘れた政策は、私はマッチしてないと思ってます。 それで、非常に、昨日私うれしい文献を見て、あ、こういうふうに思ってくれている人がいるんだと思って、非常にうれしく思った文献ですけど、全国町村会が2014年9月の都市農村共生社会の創造、田園回帰の時代を迎えて、という農業と農村政策の在り方についての提言を出しています。この中では非常に、全国町村会は2013年の8月に今後の農林漁業農山村の在り方に関する研究会を設置して、重要な変革期を迎えている農業政策に関する提言書をつくられてます。この中に、私が今ちょっとマッチングしてないんじゃないかなあ、今の土佐市、高知県の実情と農業とね、国の政策とマッチングちょっとしていないという観点は、私はみんな、私の感覚だけじゃなくって、こういうふうに町村会の方達もおんなじ思いであるということに非常に心強く思いました。 市長、それで私はちょっと皆さん、非常に良いことを書いていますよね。ここでちょっと5行ぐらいですけど。都市との連携や交流の取組。要するに、今の政策とは、国の政策はマッチしてないということをこの部分には非常にきちっと明記されてます。 まず、農業の基本理念を、現場で調和させる役割を担うのは自治体、とりわけ市町村であります。農村のあるべき姿を実現するためには、地域ごとの創意工夫が発揮されうる、地域が自らデザインする農政、地域農政を実施しうる

	政策システムが必要となります。 しかしながら、農業分野においては、国が要綱・要領により施策の細部まで規定して、自治体はいわば国の画一的な行政を代行する役割にとどまらざるを得ない政策も少なくなく、自治体の自由度の乏しいシステムとなっております。また、生産調整に伴う交付金の交付対象者や単価の設定における地域裁量の縮小や、市町村の枠を超えた都道府県段階での農地貸借の調整を図る農地中間管理機構の設置にみられる、この農地中間管理機構もちょっと疑問ですよ、みられるように、近年の農業政策においてはむしろ市町村における政策展開の自由度が、乏しくなっていると、非常に明言されております。そして、現行の農業・農村政策を見たとき、基本理念の間に不整合・不均衡があることをはっきりと明言した、これは提言書でありますので、私は全国の町村会の方達もそういう思いで、農政について感じてらっしゃるんだなあということを思いますので、市長もちょっと前向きな、私は市長も答弁はいただいたんですけど、もう一度市長にお尋ねいたします。 いろんなことをやりながら、場合によっては法改正に向けた声を上げていくという、最後の方の御答弁はそういう趣旨が入っていたと思いますけど、それについて、私は市長さんや所管の方はいろいろ国の方に出かけてますよね。お願いとか現状を知っていただくために。私は農業の分野こそ国の方に所管と共に行って、いわゆるこの実情、高知県の実情を踏まえたものを知っていただくことは大事じゃないかなと思いますけど、市長どうでしょうか。
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申しあげたいと存じます。 農業につきましては、申し上げる問題もなく本市の基幹産業でございまして、今後も振興を図ってまいらなければならない分野でございます。そうした中で、農業経営として成り立つことが、やはり担い手確保に必須でありますし、そのための一定の農地は、不可欠であります。農地が虫食い状態になることは、営農環境にとっては障害になるものでございます。そう考えるときには、やはり安易な転用等はすべきではないということになるわけでございます。しかしながら一方では、やむを得ない事情により転用せざるを得ない場合があることも現実です。 そうしたことを整理するために農業委員会がある、いうふうに考えておるわけでございますが、この４月に施行されました農業委員会改正法によりまして、次回から公選制から市長が議会の同意を得て任命することになりましたけれども、この農業委員会が法律の範囲で適正に運用していただけるものと思っております。 制度改正等を求めて国県に実情をお話する、いわゆるチャンネルにつきましてはそういった組織も含めてですが、あると思っております。先程の農業委員会であればネットワーク組織もできてるようでございますので、そういったところを通じての要望といったものも、実情を報告することもありましょうし、私どもとしても、市長会等々いろいろなチャンネルを通じて地方の実情、本市の実情をお訴えをしていくという機会があるというふうに認識をいたして

	おります。 そういった、いろんな今国が考えておる政策だけではない内容、ミスマッチがあるという部分につきましては、適時適切な要望活動を行っていきたいというふうに存じておりますので。ま、当然農政関係の要望であれば、農政関係担当所管に同行してもらうということは当然あるわけでございますので、御理解賜りたいと存じます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの4問目3回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	市長、前向きな答弁をいただいたと。ありがとうございます。 私は何回も申してる内容から聞くと、農地法は忘れてません。私は農業は命を守る農業だから乱開発がいけない、農地法を守るというのは、常に肝に銘じた上での質問でございますけど、ちょっとミスマッチしてるなということは、あらゆる文献とかを読んでいただければ、全国の町村会までそのように思っていることですから、狂いはない。特に、成長戦略でどんどんどんどんやることも、確かにグローバルにやることも必要です。でも、かたわら、何回も言っているように、生産するだけじゃない。この地域の田舎の人が、この日本の国土を守っているんだという視点も忘れないようにしていただきたいです。それをおっしゃるなら北海道やいろんな所で、外国の人がどんどん土地を買ってる、そういうふうなものをもっと規制すべきじゃないかなっていうふうに私は思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
議長（黒木茂君）	以上で、5番野村昌枝さんの質問を終結いたします。